令和４年度由利本荘市立地適正化計画策定支援業務

公募型プロポーザル評価基準

１．目的

令和４年度由利本荘市立地適正化計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下、「要領」という。）における採点方法及び基準について定める。

２．資格審査

（１）採点は、事務局が別表「配点表【技術資料】」に基づき審査し、得点は「１１０点」を満点とする。

（２）評価については、参加表明書と併せて提出する様式２～様式 4-3 に基づき評価を行う。

（３）実施要領の「３．参加資格」を満たさない者は失格とし、要綱様式第２号によりその旨を通知する。

（４）失格とならない参加表明者が３者以下である場合は参加表明者の全てに対して、また、失格とならない参加表明者が４者以上の場合は得点の上位３者に対して要綱様式第３号により提案書の提出を依頼する。それ以外の者については要綱様式第２号によりヒアリングへの参加資格がないことを通知する。同点により３者が定まらない場合は、同点の者全てをヒアリングの対象に加える。

３．ヒアリング

（１）採点は、「令和４年度由利本荘市立地適正化計画策定支援業務プロポーザル受託者等選定委員会」（以下、「委員会」という。）が実施し、得点は「１６０点」を満点とする。

（２）委員会は、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について、別表「配点表【企画提案】」に基づき評価を行う。

（３）ヒアリング当日において、提案書に記載された内容以外の提案があった場合、これを評価しない。

４．契約予定者の特定

（１）総合点数は「２７０点」を満点とし、別表「配点表【技術資料】及び【企画提案】」に基づき採点された点数の合計とする。

（２）有効な提案書を提出した参加表明者であって、総合点数の高い者から順に契約予定者とする。

（３）委託候補者の選定にあたり、総合点数が同点の者が２以上あるときは、委員会の合議により決定する。

別表

配点表【技術資料（一次審査-事務局）】1/2

評価項目			評価基準	配点
企業の業務実績	業務実績		同種業務の実績について、以下のいずれかで評価する。	
			Ａ：実績が 6 例以上ある	15
			Ｂ：実績が 4～5 例ある	10
			Ｃ：実績が 2～3 例ある	5
			Ｄ：実績が１例ある	0
配置予定技術者の技術力と実施体制	管理技術者	従事期間	都市計画部門に従事した期間について、以下のいずれかで評価する。	
			Ａ：従事期間が 15 年以上	15
			Ｂ：従事期間が 10 年以上 15 年未満	10
			Ｃ：従事期間が５年以上 10 年未満	5
			Ｄ：従事期間が１年以上 5 年未満	0
		業務実績	同種業務の実績について、以下のいずれかで評価する。	
			Ａ：実績が 10 例以上ある	15
			Ｂ：実績が５～９例ある	10
			Ｃ：実績が３～４例ある	5
			Ｄ：実績が１～２例ある	0
	照査技術者	従事期間	都市計画部門に従事した期間について、以下のいずれかで評価する。	
			Ａ：従事期間が 15 年以上	15
			Ｂ：従事期間が 10 年以上 15 年未満	10
			Ｃ：従事期間が５年以上 10 年未満	5
			Ｄ：従事期間が１年以上 5 年未満	0
		業務実績	同種業務の実績について、以下のいずれかで評価する。	
			Ａ：実績が 6 例以上ある	15
			Ｂ：実績が 4～5 例ある	10
			Ｃ：実績が 2～3 例ある	5
			Ｄ：実績が１例ある	0

別表

配点表【技術資料（一次審査-事務局)】2/2

評価項目			評価基準	配点
配置予定技術者の技術力と実施体制	主たる担当技術者	資格	取得資格について、管理技術者と兼任しない場合、以下のいずれかで評価する。	
			Ａ：技術士（「総合技術監理部門」又は「建設部門」のうち登録科目が「都市及び地方計画」）を有する。	10
			Ｂ：技術士（上記Ａに同じ）を有せず、技術士同等（建設コンサルタント登録規程第３条第１号ロに該当する者（都市及び地方計画に限る）又はRCCM（都市計画及び地方計画）を有する。	5
			Ｃ：上記資格を有しない。	0
		従事期間	都市計画部門に従事した期間について、管理技術者と兼任しない場合、以下のいずれかで評価する。	
			Ａ：従事期間が 10 年以上	10
			Ｂ：従事期間が 5 年以上 10 年未満	5
			Ｃ：従事期間が 1 年以上 5 年未満	2
		業務実績	同種業務の実績について、管理技術者と兼任しない場合、以下のいずれかで評価する。	
			Ａ：実績が 4 例以上ある	10
			Ｂ：実績が 3 例ある	7
			Ｃ：実績が 2 例ある	5
			Ｄ：実績が１例ある	2
			Ｅ：実績がない	0
		専任性	手持ち業務と当該業務の重なり程度を、契約金額 500 万円以上の手持ち業務件数で以下のいずれかで評価する。	
			Ａ：1 件以下	5
			Ｂ：2～3 件	3
			Ｃ：3 件を超える	0

技術資料：満点＝１１０点

別表

配点表【企画提案】

評価項目			評価基準	配点
実施方針	業務に対する理解度		現状確認が適切であり、当該業務の目的、条件、内容の理解度が高いか。	10
	実施方針の的確性		課題認識が適切であり、実施方針の妥当性があるか。	10
	実施フロー、工程計画の的確性		作業スケジュールや策定プロセスなどの工程計画が妥当であるか。	10
評価テーマに対する企画提案	テーマ1	的確性	由利本荘市の地域特性を踏まえ、課題の評価分析方法が優れた提案となっているか。	15
		独創性	専門的見地に基づく独創性の高い提案があるか。	10
		実現性	提案内容に説得力があり、また、実現性の観点からその内容が適切であるかどうか。	15
	テーマ2	的確性	由利本荘市の地域特性を踏まえ、課題の評価分析方法が優れた提案となっているか。	15
		独創性	専門的見地に基づく独創性の高い提案があるか。	10
		実現性	提案内容に説得力があり、また、実現性の観点からその内容が適切であるかどうか。	15
ヒアリング	資料作成能力		的確な文章表現、作図等の創意工夫、重要箇所の整理方法などが分かりやすく説得力があるか。	15
	コミュニケーション		プレゼンテーションがわかりやすく説得力があるかどうか。また、質疑に対して的確な応答であるか。	15
	提案意欲		業務に対する取組意欲や熱意が感じられるか。	10
価格点	提案上限額に対する参考見積額について次式で評価する。 $\text{（価格点の配点）}\times\left(1-\frac{\text{（参考見積額）}}{\text{（提案上限額）}}\right)$ ※価格点の配点＝10 点、提案上限額＝15,070 千円 ※価格点は、上記計算式の小数点以下を切り捨てた数値とする。			10

企画提案：満点＝１６０点

※価格点を除く各項目の評価は以下の５段階で評価する。

評価	優れている	良い	普通	やや劣る	劣る
配点：15 点	15	11	7	3	0
配点：10 点	10	7	5	2	0

※各審査委員の採点の平均値を得点とする。